

別表1（第5第1項関係）

項 目		弔 電			供 花		
		学長	病院長	事務局長	学長	病院長	事務局長
1. 故人が学内関係者の場合							
本人の死亡	本学職員 （理事，監事，名誉教授 常勤職員（事務局職員を除く。） 非常勤職員（医員及び研修医を含む。） （事務局職員を除く。）	○			○		
	事務局職員	○		○	○		○
	学部学生	○					
	大学院学生	○					
家族※の死亡	理事，監事，名誉教授	○			○		
	教育職職員	○			○		
	医療職職員（副技師長以上）		○			○	
	看護職職員（副看護師長以上）		○			○	
	事務局職員（課長以上）	○		○	○		
	事務局職員（課長補佐及び係長）	○		○			○
	事務局職員（主任及び係員）			○			○
その他指示がある場合		（その都度）			（その都度）		
2. 故人が学外関係者の場合							
国立大学法人学長		○					
国立大学法人医学部長（相当職を含む。）		○					
国立大学法人教育担当副学長（相当職を含む。）		副学長名					
国立大学法人病院長			○				
国立大学法人図書館長		図書館長名					
国立大学法人事務局長（相当職を含む。）				○			
その他指示がある場合		（その都度）			（その都度）		

※【家族＝配偶者，子，父母（直系）】